

一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会パートナー会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の正会員加盟団体所属以外の者で、本協会の目的及び活動に賛同する者を岩手県山岳・スポーツクライミング協会パートナー会員（以下「県山協パートナー会員」という。）として、登録することを目的とする。

(登録)

第2条 県山協パートナー会員は、次の要件を満たし、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 本協会の目的及び活動に賛同すること。
 - (2) 登録手続きを完了すること。
 - (3) 登録は、年間を通じて受け付ける。
 - (4) 登録手続きは、別紙様式第1号により行う。
- 2 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録期間の途中で登録する場合でも、登録料は減額しないものとする。
- 3 登録料は、年3,000円とし、本協会所定の支払方法により支払うものとする。
- 4 県山協パートナー会員には、パートナー番号を付与する。
- 5 翌年度の登録については、2月1日から行うことができる。

(協会行事参加等)

第3条 県山協パートナー会員に対して、希望する場合は次のサービス等を提供する。

- (1) 山協ニュースの送付
- (2) 各種講習会への参加
- (3) 本協会主催の各種大会への参加案内
- (4) 各種事業への参画・協力

(変更)

第4条 県山協パートナー会員は、登録情報に変更がある場合は、別紙様式第2号により本協会事務局に届け出なければならない。

(退会)

- 第5条 県山協パートナー会員が退会を希望する場合は、別紙様式第3号により本協会事務局に届け出るものとする。
- 2 県山協パートナー会員が、本協会の規程等に違反した場合、パートナー資格を喪失し退会とする場合がある。

(個人情報の取扱い)

第6条 県山協パートナー会員の個人情報は、県山協パートナー会員であることの識別、確認、本協会からの連絡、各種サービスの提供のため利用し、それ以外の目的に使用しない。

(規程改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成31年4月20日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日より施行する。

様式第1号

年 月 日

一般社団法人
岩手県山岳・スポーツライミング協会
会 長 様

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会パートナー会員登録申請書

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会の目的及び活動に賛同し「岩手県山岳・スポーツライミング協会パートナー会員」として下記のとおり登録申請します。

住 所	〒	
氏 名	印	
電 話 番 号(携帯番号)		
メールアドレス		
参考事項		

様式第2号

年 月 日

一般社団法人
岩手県山岳・スポーツライミング協会
会 長 様

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会パートナー会員登録事項変更届

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会パートナー会員登録事項に変更が生じたので下記のとおり届出します。

住 所	〒	
氏 名	印	
電 話 番 号(携帯番号)		
メールアドレス		
変更届出事項	変更前	変更後

様式第3号

年 月 日

一般社団法人
岩手県山岳・スポーツクライミング協会

- ・ 会長 様

一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会パートナー会員退会届

一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会パートナー会員を退会したいので下記
のとおり届出します。

住 所	〒
氏 名	印
電 話 番 号(携帯番号)	
メールアドレス	
退 会 日	年 月 日